

## 第1回教育委員会会議録

1. 日 時 平成27年4月14日（火）  
開会：午後3時27分  
閉会：午後4時56分
2. 場 所 303会議室
3. 出席委員 教育長 : 中 村 英 司  
委員（教育長職務代理者） : 久 保 大  
委 員 : 石 橋 厚 子  
委 員 : 齋 藤 百 合  
委 員 : 吉 田 和 博
4. 説明のため出席した者  
教育委員会次長：橋 本 國 光 学校教育課長：坂 本 啓 悟  
社会教育課社会教育担当係長：古 賀 和 広 人権・同和教育課長：高井良 美 子  
学校教育課長補佐兼総務担当係長：松 崎 紀 之 主任教育指導主事：大 淵 広 顕  
指 導 主 事：中 垣 幸 一 学校教育課学事担当係長：田 中 まゆみ
5. 事務局職員  
学 校 教 育 課：江 田 佳菜子
6. 議 題
  - 1 教育長会報告
  - 2 協議事項
  - 3 報告事項
    - (1) 筑後市教育委員会教育長職務代理者の決定について
    - (2) 平成27年3月議会における検討事項について
    - (3) 非常勤職員の任用について
    - (4) 筑後市学校給食調理等業務委託評価委員会評価報告書（26年度）について
  - 4 連絡事項
    - (1) あいさつ運動
    - (2) 福岡県市町村教育委員会委員長・教育長会議
    - (3) 南筑後市町教育委員会連絡協議会総会・情報交換会

- (4) 平成27年度 女性教育委員 研修会・総会
- (5) まちづくり講演会
- (6) 平成27年度教育研究所開講式
- (7) 小中学校体育会・運動会
- (8) 山柎窩保存会総会・山柎窩祭
- (9) 次期教育委員会

## 5 その他

橋 本 開会前に私から。今回、教育長と教育委員さんが交代になられて第1回目ということなので、新教育長と教育委員さんをご紹介させていただきたいと思  
います。

教育長は中村教育長です。

教育長 よろしくお願ひします。

橋 本 それから、新教育委員には吉田委員です。

吉 田 よろしくお願ひします。

橋 本 では、今回の法改正の関係で、4月に施行された地教行法の規定によって、  
教育長が会議の主宰ということで、進行も教育長のほうでお願いをしたいと思います。  
よろしくお願ひします。

教育長 4月1日付で教育長を拝命した中村です。よろしくお願ひします。何分不  
勉強なので、委員の皆様方のご協力をいただきながらやっていきたいと思っ  
ています。そしてまた、今回から総合教育会議も開催され、教育委員の皆様と市  
長との直接の会議等もありますので、そういう中で、筑後市の教育施策を論議  
することにもなりますので、この場は非常に重要な会議になるかと思ひます。  
1年間どうぞよろしくお願ひします。

### 1 教育長会報告

教育長 それでは、第1回目の委員会次第に沿って、教育長会議の報告ということ  
で資料1で簡単に説明をさせていただきます。

#### ○所長あいさつ

まず、所長あいさつの中では、不祥事防止等についてのお話がありました。

#### (1) 総務課

##### ①南筑後市町教育委員会連絡協議会等規約について

(1)の総務課からは、南筑後市町教育委員会連絡協議会の規約についてと  
いうことで1ページから6ページまで、基本的には、1ページ、2ページが南  
筑後地区の連絡協議会の規約です。3ページは参考資料として教育長会の会則、  
それから4ページ、5ページ、6ページにかけては県の連絡協議会の規約になっ  
ています。

3月の時点では、現行の南筑後の連絡協議会の規約をそのまま進めようということでしたが、実はその後、新年度になって、ご存じのように、南筑後の教育委員会が8分の5が新体制ということになり、そこで、2枚物を別とじの南筑後地区教育委員会連絡協議会規約案というのを差し上げています。これを事務所のほうから持ち回りということで、それぞれの教育長に説明があって、今回、4月24日に総会がありますが、その折にこれを確定したいということでの提案があります。

新旧の対比表を見てください。改正案と現行というので、5条のところ、役員等というのがありますが、役員等ということで本会に役員を置き、人数は変わりませんが、その下の役員会の構成というところで、これまでは教育委員会の教育長と教育委員長さんで構成をしておりましたが、今回は先ほど申しましたように、委員長不在の教育委員会が5つ出るということで、教育長のみで役員会を構成するという提案になっています。

今回の24日も全ての委員さん方に参加していただきますが、裏面の会議のところ、本会の会議は総会及び役員会とするというところの2番目の、総会は役員、要するに教育長及び全教育委員で構成し、会長が招集するというものになっています。これまでは総会と言いながら、教育長と教育委員長様方だけで構成していたところを、全ての教育委員様方にご出席いただくという形で提案がなされています。このことについて、今回の総会でまた話があるかと思しますので、そういったことをご確認いただいて、ご意見等があったら、その折にご意見いただければというふうに思っています。これがまず1点の総務課からの話です。

## (2) 教育指導室・相談室

### ①子どもが作る「ふくおか弁当の日」のぼり旗について

2つ目、教育指導室・相談室からの中身について、資料2の7ページからになります。子どもが作る「ふくおか弁当の日」ののぼり旗の配布と申しますか、啓発として、9ページに示しています「ひろがれ福岡県「弁当の日」」という、こういうのぼりが教育事務所に来ている。それで、平成26年度、弁当の日を取り組んだ学校については既に配布をしています。学校等で活用していただくということになるかと思えます。それから、27年度計画の学校については、事務所のほうに申し出ていただければ、その弁当の日ののぼり旗を配布して、県下全体に啓発を進めたいということでの紹介です。

### ②アレルギー疾患対応資料について

10ページからは、アレルギー疾患の対応について通知文が出されたということです。ご存じのように、給食を初め、アレルギー疾患を抱えた子どもたちも市内にもいるので、そういった対応について、教職員の研修あるいは対応マ

ニュアル等を配布しているところです。研修については、昨年度は全ての教頭先生方を対象にエピペンの模擬接種というか、そういうことについても実施をしたところです。

### ③平成26年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査市町村別結果公表について

それから、③は資料はありませんが、全国体力・運動能力・運動習慣等の結果の公表についてということで、これについては筑後市も同意をして、ホームページに資料が掲載をされています。全国と県と筑後市を比較したものです。筑後市の小・中学校は、結果からいうと、小学生は全国、県を上回っている状況になっています。中学校が県は上回っていますが、全国から見ると少し下のところにあるようです。

### ④平成27年度保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業について

それから、④平成27年度保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業については、24、25、26年度、3年間、もう既に実施をして、さらにまた3年間追加で県単独で事業を行うものです。13ページから資料を載せていますが、テーマに沿って、有償の外部講師を学校に派遣するという、外部講師の謝金を県が負担するというような事業です。今、大変問題になっているネットいじめ等について特にやっていただければいいかなというふうに。テーマは幾つか学校で選択するようになっており、そういうところで県が進めてあります。

### ⑤福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）について

5番目の福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）についてということで17ページから載せてありますが、ご存じのように、平成18年に筑前町での事案があって、その後、福岡県のいじめ問題総合対策というのは19年に改訂して今日に至っておったわけですが、いじめ防止基本方針とか、対策法が策定されましたので、それを受けて、また改訂版を出すということで概要が載せてあります。また今後、きちっとした冊子等が配られるものというふうに思っているところです。

### ⑥平成27年度スクールカウンセラーの配置について

6番目の平成27年度スクールカウンセラーの配置についてというのは資料はありませんが、もう既に学校への配置等が決まって、基本的には5月からのスタートですが、その前の活用ができるようにということで、3月の教育長会の折に学校とカウンセラー等の連絡は早目にとるようにということのお知らせでした。

### ⑦平成27年度福岡県学力調査について

7番目、平成27年福岡県学力調査についてということで、19ページから。これまで教科を小学校6年生で社会、理科、中学校3年生で社会、理科、英語で実施していましたが、今年度から小学校5年生の国語、算数、中学校2年生

の国語、数学ということで、今年度から実施をするということで、ことしは6月23日に全ての小中学校の5年生、中学2年生で実施をされることになっています。ご存じのように、全国調査の結果が福岡県は芳しくないところがありますので、その役に立てばということでの施策です。

#### ⑧平成27年度市町教育委員会の要請に基づく学校訪問について

8番目、平成27年度市町教育委員会の要請に基づく学校訪問について、27ページからですが、これについては教育事務所と合同での学校訪問の要項についての提案です。大きく変わった点は、27ページの3のところ訪問タイプというのがありますが、小・中にかかわらず、基本的には、学校の希望によってAタイプ、Bタイプがあり、Aタイプは校長先生方との協議のみ、Bタイプは授業者と指導主事で授業部会を持ちます。小学校については、ある程度授業改善とか校内研修も充実しているということで、合同の学校訪問の場合は、校長先生方の学校経営についての協議のみということのAタイプ、中学校はまだまだ授業改善が進んでいないということで授業検討部会を設置するBタイプということで、小学校と中学校でタイプを分けるというような形での提案を2月の教育長会で提案をさせていただいて、ご了承いただいて、この形で今年度は実施させていただくという提案でした。

あわせて、超勤問題と学校訪問が非常にかかわりが深いんじゃないかという問題提起もあって、若干中身を見直そうということで、28ページの下のほうに留意点というところで、学校訪問の見直しということについて、例えば、(1)の※印の1つ目、説明等のために必要なデータを準備する。ただし、資料は最小限にとどめる。委員の皆様も学校訪問に行っていたら、非常に膨大に学校が資料を準備されて、実は余り使わなかったとかいうようなこともあるのではなかろうかということで、そういったことにならないように、必要な最小のデータで説明をしていただく、そういったことを市としても学校の方をお願いをしていこうと。できるだけ負担にならないところで実施をしていきたいと。ただし、本末転倒になってはいけないので、やはり学校訪問の意義というか、それは達成するような方向でやっていきたいとは考えていますが、31ページ等にも県の教育長の考え等も載せているので、ご覧いただければというふうに思っています。

#### ⑨平成27年度要請指導について

9番目、32ページ。これは個別に指導主事を学校に要請する要請パターンになっています。一斉に学校訪問するのではなくて、個別の指導主事を学校に要請するときの要請の方式というか、手続、そういったことについて記載されています。基本的には今までと変わっていません。

#### ⑩平成27年度言語活動の充実を図る授業実践力強化講座について

10番目は、27年度の言語活動の充実を図る授業実践力強化講座、これは35ページですが、小学校は全ての教員、担任教師、中学校は国語、数学。先ほどの全国調査にかかわって、国語、数学を特化して鍛えようというもので、実は25年度からスタートして、25、26、27年度、3年間で一応実施をする予定となっています。37ページが今まで受講した数等をつけているので、ほぼ全ての先生方にこの3年間でこの講座の中で研修を受けていただくような形になっています。

#### ⑪平成27・28・29年度県重点課題研究指定・委嘱について

11番、県の重点課題研究指定・委嘱についてということで、資料はありませんが、南筑後管内では、今年度、瀬高中学校区が1中5小学校、6校で重点課題指定委嘱校としてスタートすることになっています。

#### ⑫平成27・28・29年度福岡県NIE実践指定校の推薦について

12番は平成27・28・29、今年度からスタートする福岡県NIE、要するに新聞を活用した実践指定校で、これも資料はありませんが、八女市立忠見小学校が今年度からスタートすることになっています。

#### ⑬研修会等に係る出張命令について

13番は研修会等に係る出張命令についてということで、資料はありませんが、中身としては、研修会に遅れた先生たちが何名かいると。筑后市だけではないが、そういった出張命令の確認を徹底してくれという旨の連絡でした。

#### ⑭南筑後地区学力向上推進会議について

14番は南筑後地区学力向上推進会議、校長代表とか教育委員会、教育長の代表とか、そういったことで組織して、約10年ぐらい実施されていると思います。学力向上推進会議から、一応最後の提言ということで38ページに1枚つけさせていただいていますが、この会議については、昨年度末をもって一応閉鎖と、収束ということでやめることになりました。実は教育長会議の後に学力向上推進委員会もやっていますので、そちらで代用できるのではなかろうかということです。

### (3) 人権・同和教育室

#### ①平成27年度南筑後教育事務所人権教育全体構想（案）について

資料3は人権・同和教育室の推進構想です。これまでと同様に学校教育と社会教育ということでの人権・同和教育推進をテーマとした推進構想が出されています。特に大きく変わった点はなかったかと思います。

来年度についても、採用3年目までぐらいの先生方を対象にした出前講座というのを今、各市町の教育委員会と連携して、事務所が出前で講座を行う、その講座については今後もやっていくという、39ページの一番下の丸、出前講座の実施、初任者を含む若年層の知的理解の深化ということで、市町教育委員

会が主催して、そこに事務所の指導主事等が来て、内容充実を図るといような研修会を今やっています。

#### (4) 社会教育室

##### ①平成27年度南筑後教育事務所社会教育室推進計画（案）について

社会教育室の推進構想と、新しい国の事業の説明です。40ページは社会教育室の推進計画の全体像です。中核として、重点目標ということで真ん中のほうのところに書いてありますが、家庭教育の充実、就学前の保護者対象の講話、そういったものにも要請があれば、社会教育主事が入学前の小学校の説明会等に出かけていって話をする機会を設けているようです。

##### ②平成27年度ふくおか放課後プロジェクト（学び道場）補助金について（案）

41ページは、国の事業で四角の中に書いているが、どんなことをするのか、教科の補充とか、音読とか、農業体験とか、その2つ目の米印です。放課後児童クラブ（いわゆる学童保育）児童も参加するような、少し学童保育からキャパを広げたような放課後プロジェクト、学び道場ということで新規事業を国が立ち上げて——国が立ち上げたというか、予算は国と県と市町村が3分の1ということで、そういう事業がスタートするというので、まだ県のほうが予算が確定していないので、知事選があつて、まだ不透明だったので、そこら辺は取り扱い注意ということで、一応こういうのがあるという報告です。

##### ③平成27年度子どもの読書活動充実事業補助金について（案）

子ども読書事業、これについても同じような中身です。中身は読書にかかわって、読書の充実ということで組み込まれているようなものです。

大変早口で、一括して話をしてわかりづらかったかと思いますが、一応3月18日の教育長会議の報告ということで終わらせていただきます。

では、一旦全体を進めて、最後に質疑等あればお伺いしたいというふうに思っています。

## 2 協議事項

教育長 それでは、2番の協議事項ということで入りたいと思います。

橋 本 4月から地教行法改正の法律が施行されていて、その中で、以前の委員さん方には一度改正内容の通知文をお知らせしていましたが、吉田委員は初めてでいらっしゃるかと思いますが、本日、昨年度受領された方には同じものになります。7月17日付の文書を差し上げています。文部科学省の中等教育局長名で出されたものです。

教育委員会というのが4ページ、この中に規定をされていますが、具体的な中身は後ほどご覧いただきたいと思いますが、筑後市の場合は、これまで教育委員会の会議の結果は、議題なり連絡事項なり、いろいろテーマを載せて、議決した、承認したとかという結果のみ載せていましたが、今回の法改正の中身

で、教育委員会の議事録を原則公開というふうに言われています。

それで、別途、1枚物を今日差し上げていますが、これは総合教育会議における部分を抜粋していますが、同じことが教育委員会の会議にも求められているということなので、基本的には、原則全部公開ですけれども、例えば、これまでも秘密会でしている人事案件であるとか、個人のプライバシーに関するようなこととか、それから教科書採択とかで事前に内容が外に漏れては公正さに欠けるというようなこともあるので、まずはこの教育委員会の議事録の作成について委員さん方にちょっとご協議をいただいて、どういう出し方をするのか、逆に言えば、どういったものは出さないのかというようなところで少しご協議をお願いして、ご決定をいただければというふうに思っています。

事務局側としては、この1枚物に書いてありますけれども、非公開というふうにする場合には、例えば、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を報告する必要がある場合、それから次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金額や対象の事業の選定とか、意思決定がされる場合に情報公開することで公益を害する場合は想定されるというふうに書かれていますが、私どももこういうものが該当するんじゃないだろうかというふうなことで、考え方としては、個人情報の保護にかかわる部分と、それから、いわゆる人事案件も個人情報になりますけれども、教科書採択とか、次年度の予算に絡んでこの教育委員会で議論をした内容であるとか、まだ予算が確定もしない中で公開すると、市の教育行政なり、市長の行政全体に関する差しさわりが出てくるようなものについて非公開とさせていただいてはどうだろうかという考え方は持っていますが、あと委員さん方の中で協議をしていただいて、教育委員会でご決定いただければというふうに考えてますので、よろしくご協議方お願いできればというふうに思います。

教育長 今、新制度になって、原則公開、公表ということの中で、逆に守るべき情報をどう精選するかということでの事務局からの話をさせていただきましたが、どうでしょうか。

久保 確認ですけど、これは総合教育会議に関してじゃなくて、普通の教育委員会は従来どおりですか。

橋本 たまたま総合教育会議のほうでわかりやすいのが載っていたので載せていますが、きょう議論いただくのは、この教育委員会の会議録の公表についてです。総合教育会議の問題は、別にまた市長と会議を持つときの最初のときにお決めいただくことになるかと思っています。

久保 分かりました。

教育長 提案の趣旨としては、総合教育会議の資料を出して、基本的には、このスタンスでこの教育委員会会議もやっていったらどうだろうかということでの資



料を提供させていただいておりますが、現時点での確認ということよろしいでしょうか。人事案件とか教科書等、それから予算にかかわるもの等。予算は公表されてからは公表しますが、その作成段階ではなかなか難しいので。大前提は、予算とかでは議会で確定するというのが公表の場合なので、それ以前に公表することがないように、それから子どもたちの個別事案、そういったものについてもご報告はさせていただきますが、保護するような形で進めていきたいということでご確認をしていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

橋 本 あわせて。これまでこの会議の最後に議事録署名をいただいていたが署名だけいただいて、結果をお返ししていない。ホームページで見ていただくぐらいで形式的になっていたので、今後はきょうの会議の部分はきょう署名していただくということじゃなくて、あらかじめ、例えば、今回はどなたが署名していただく委員になっていただくというようなことで、でき上がった段階で皆さんで確認いただいて、署名委員さんを決めていただいて、その方の署名で確認したというような手続で進めさせていただきたいというふうに思っていますが、そういう形で、ご提案申し上げたいと思います。

久 保 いわゆる次回の教育委員会で署名するということになるわけですか。

橋 本 間が短かったら次回にできないかもしれないので、でき上がり次第、皆さんに配付するなりして確認いただいて、その次の会合のときに署名委員の方に署名していただくというようなことでお願いをしたいというふうに思っています。

久 保 署名委員というのは固定ですか。それとも回しですか。

橋 本 これまでのように全員で署名でもいいですが、例えば、議会あたりだと、今議会の議事録の署名、確認署名の議員はこの方だという指名をされるので、そういう形でもいいのかなということでご説明させていただいておりますが、やっぱり皆さん確認のために署名していただいたほうがいいということであれば、それでも結構です。法律上の定めはありません。

松 崎 地方自治法で、議会のほうは2名以上ということを決まっています。複数人を指名していただいて決めていただければと思います。

橋 本 皆さんにさせていただいて。

教育長 どうでしょうか。

久 保 みんなで書いて。今までどおり。

教育長 より厳密に、実際に議事録ができた後にご確認いただいて署名をいただくという当然の手続、そういう形で進めさせていただくということで。全ての委員さん方に署名をしていただくということでご確認してよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。できるだけ速やかに、遅滞なくということになってい

ますが、何分私たちも不慣れであるし、それから、また一回一回おいでいただくこともなかなか大変かなというふうに思っているところもあるので、先ほど久保委員さんのほうから言われたように、1カ月おくれぐらいになるのかなというふうに当面は思っているところなので、そういうご理解でいただければというふうに思っています。

橋 本 最後に1点。議事録は公開をしますが、公開をするのは、署名をいただいて、教育委員会の皆さんで確認していただいた後ということになるので、よろしくお願いをしたいと思います。

### 3 報告事項

#### (1) 筑後市教育委員会教育長職務代理者の決定について

教育長 では、報告事項に行きたいと思います。

筑後市教育委員会教育長職務代理者の決定についてということで、実は新制度になって、教育長が指名するということになっていますので、この場で——この場でといいますか、実際は4月1日に指名をさせていただいていますが、久保委員さんを指名させていただきたいと思いますので、よろしくお願います。

橋 本 補足説明ですが、これまでは久保委員さんは委員長職務代理者でした。だから、教育長の職務代理ではありませんが、今回は教育長の職務代理者という形になるので、教育長が何らかの事情でいらっしゃらなかったときは、その代理業務をお願いするという形になるので、原則ですが、あとお仕事等の関係でできないときはまたご相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

教育長 では、よろしくお願います。

#### (2) 平成27年3月議会における検討事項について

教育長 それでは2番目、平成27年3月議会の検討事項について、説明をお願いします。

橋 本 別紙で右上に資料2というふうに書かせていただいている平成27年3月議会における検討課題を見てください。

まず、北島一雄議員からの一般質問ですが、学校における防犯カメラの設置などを中心とした防犯対策を充実すべきではないかという趣旨での質問があります。実は防犯カメラについては、しばらく前までは個人情報が使われたりとか、問題があるんじゃないかというようなこともありました。ここ近年のいろんな事件があることによって、やはり防犯カメラの必要性が大きくなってきているという日本全体の情勢があります。防犯カメラに対する嫌悪感も大分薄れてきているという状況の中で、学校の安全確保を図るためにも、防犯カメラなり、そのほかを含めた防犯対策を充実すべきではないかという趣

旨で質問をいただきました。

答弁内容をご覧いただきたいと思いますが、考え方としては、教育委員会としても当然児童・生徒の安全確保を図っていかねばなりませんので、一方、校長会からも防犯カメラ、それから門扉の設置、門扉があるのは松原小学校の一面だけです。中学校は3校とも門扉があります。防犯カメラも北中学校に自前で設置されているぐらいなので、教育委員会としても全小・中学校の安全確保を図るという趣旨で、今後、校長会とも協議しながら、対応していきたいというようなことでお答えをさせていただいています。

富安伸志議員から、消費者教育行政の充実ということで質問されています。最近、高齢者でいえばオレオレ詐欺であるとか、いろんな詐欺商法があり、それから子どもたちにとってはスマートフォンとか、いろんなIT関係でのゲームとかでの高額請求とか、いろんな問題も出てきていますが、消費者行政の推進に関する法律というのが平成24年にできていますけれども、現状の筑後市の学校教育における消費者教育についてどうなっているのか、充実していくべきではないかというような趣旨での質問でした。

答弁内容をご覧いただきたいと思いますが、実際、筑後市の管内の学校においても、子どもたちがゲームで高額請求をされて、保護者なりが対応されたというような事例も報告を受けていますので、筑後市教育委員会としても、それはそのまま見過ごすというわけにはいかないということを答弁で申し上げ、考え方としては、既に平成20年度から学習指導要領が改訂をされる中で、消費者教育の充実が図られていて、小学校では家庭科であるとか、中学校でも科目の中でかなり内容の濃いものを実際指導していただいている旨の回答をしました。今後もこの消費者教育の学校教育の場での徹底については充実を図っていき、そのために教職員への研修体制であるとか、消費者教育の実施状況の検証も進めていきたいということで考え方をまとめさせていただいています。

次に、弥吉治一郎議員、これは3月の教育委員会では申し上げておったところですが、中学校における生徒の女性教師への暴力の問題について、質問は、どういう状況であったのか、対応としては問題なかったのかというような趣旨で、状況については、資料に書かせていただいているように答弁をさせていただいています。いじめ問題をはじめ、こういった問題行動については、担当課の対応方針のところに書かせていただいています。生徒指導について担任だけにお任せするのではなくて、学年全体、学校全体で対応するということが、職員や他の生徒への危険があった場合については、状況によっては、警察を含めた関係機関への連絡の必要がある場合には対応すると。そういったことを全ての教職員で共通認識を図って、マニュアル化をし、確実な対応を指導していきたいということで考え方の整理をさせていただいています。

なお、今回の対応状況については、答弁内容のほうに書かせていただいているので、割愛をさせていただきます。

次に、井星喜文議員からは、教育に関する「大綱」の策定についてです。これは総合教育会議の中で協議、調整を図っていただくこととなりますが、議員は2月20日に行われた教育研究所の最終報告会にお越しになっていらっしゃって、前教育委員長と職員がまとめられた13の提言について、これを大綱に反映するのかと、どういった大綱にしていくのかというようなことでの質問でした。

答弁内容についてご覧いただきたいと思いますが、確かにあの提言は非常に貴重な提言もいっぱいいただいていますので、参考にもしていかなければならないというふうに考えています。筑後市には、一番の上位計画として総合計画、また、教育委員会が毎年度策定をしている教育施策要綱もありますので、それらをもとに今回の提言も参考にさせていただきながら、どういった大綱にしていくのかというのは、総合教育会議において議論いただけるような資料等を提供していきたいというようなことで整理をさせていただいています。

それから、貝田義博議員、学力指導事業補助金について。これは一般質問ではなくて、予算特別委員会の中で質問いただいています。筑後市の学校における人権・同和教育研究協議会という組織では、学校の教職員の先生の方々を中心に組織されていて、そこで各校区内の集会所などで、質問教室であるとか、幾つかの勉強会といったものが開催をされています。約300万円弱、事業補助を学校教育で出させていただいています。この中で、ある中学校の分が対象の中学生は1名になっているので、実際学校の先生方は大分行っていらっしゃって、そこには何十万円か出ていると。そういったことでいいのかというようなことで質問をされていますが、この事業自体は同和教育を初めとした人権教育との絡みもあり、それから学力補助の観点からも重要であるという視点は持って、引き続き継続をしていきたい。ただし、委員ご指摘の参加者が少ないといった実態については、何らかの改善策を検討できないかということで、先ほど申し上げた協議会、学校人権・同和教育研究協議会と協議をして、改善できる部分是对応をしていきたいというようなことで答弁をさせていただいています。

学校教育課は以上です。

社会教育課分は、五十嵐多喜子議員からは、筑後市の史跡、郷土の歴史資料の保存についてということで質問をいただいています。中心的には、郷土資料館、水田天満宮のところにある郷土資料館、あそこの活用をどう進めていくのかということと、もう1つ、収蔵庫、あそこの資料はあそこに展示しているものだけではなくて、幾つかの場所に保存しています。コミュニティセンターで

あるとか、羽犬塚小学校の一角も利用しています。特にコミセンの収蔵庫が非常に古くなっていて、老朽化していて、もう入り切れない状態じゃないのかというようなことをご指摘をいただいているところです。

担当課の対応方針のところをご覧いただきたいと思いますが、水田コミセンにある収蔵庫についてはもう老朽化しているので、どういった規模が適当なのかという検討を行いながら、水田コミュニティセンターの敷地内でどうだろうかというようなことで27年度中に案をつくっていきたい。これは水田コミュニティセンタープールもかなり古くなって、一方で、県営のプールが今できつつあります。県営プールができ上がった時点で、一定、市のコミュニティセンターにあるプールはどうするかという結論を出さなければならない。その検討とあわせて、この収蔵庫問題も考えていききたいということで担当としては考えておるところです。

また、郷土資料館への来館者の増加策については、郷土史研究会という組織に指定管理をお願いしていますが、そことも意見交換しながら、できるだけ水田天満宮、恋木神社とかに来られる方にもご参観いただけるようなことができないかということで、来年度、28年度予算編成時までに天満宮側とも協議をしながら検討をしていききたいということで対応方針をつくらせていただいています。

高井良 貝田義博議員のほうから、予算特別委員会の中で質問があっています。教育総務費の人権・同和教育（進学費用等助成事業）についてということで、監査を人権・同和のほうで受けていて、その監査公表の中で、修学旅行補助金の交付は修学旅行に参加した者に支払うというふうに要綱の中でなっていますが、実際には参加予定者に交付をしているので、それは条例違反ではないかという質問です。

答弁内容としては、進学費用等助成事業の扶助費としては、経済的な支援を行うという趣旨で助成しているので、修学旅行費については、参加するということが決まった段階で申請され、支給し、後日、実際に参加したかどうか学校に確認を行っているという状況だったけれども、要綱には、参加した者に支給するというふうにあるので、要綱の見直しを検討したいと思っています。

担当課の対応方針としては、それぞれの助成金支給要綱には、支給対象者の定義、支給回数の未記載、申請可能期間の設定など、見直しを検討していたので、6月から7月までには要綱の改正を図りたいと思っています。

教育長 3月議会の検討事項等についてご報告をさせていただきましたが、何か質問等ありますか。

(な し)

### (3) 非常勤職員の任用について

教育長 それでは、続いて3番目、非常勤職員の任用についてということで。

橋本 事前にお渡しをさせていただいている資料3、教育委員会委嘱・任用職員一覧というものと、その後に出てきたものなど2名追加でつけさせていただいています。継続、非常勤特別職、一般職非常勤、臨時職員、それから委嘱の委員さん方ということで、ちょっと特徴的な部分を申し上げます。

資料3と書いてあるところの下の方、少人数学級編制教員（臨時職員）というところですが、数が26年度は7名だったけれども、27年度は各小学校の学級編制の関係で12名に増加をしています。

それから、少人数教員の次に、教育研究所ということでA先生、この方は前の3月まで小学校の教頭先生でしたが、教育支援教室の「スマイル」が3月の状況で通級者が12名になり、B先生が専任の指導員お一人だったので、今年度については、その補助的な業務をお願いするために、臨時職員という身分ではあるけれども、増員をさせていただいています。

それから、特別支援教育支援員については、26年度は16名でしたが、今回、この中で載っているのは現時点で17名。それぞれ各学校において、支援の必要な子どもさん方がやはり増えつつあるということで支援員さんの数は増えていっております。

それから、あとは県の常勤講師であるとか非常勤講師というような方々、それから学校給食の臨時職員さん、それから図書館の臨時職員さん、それから社会教育課に配置をしている、ページ数を打っていないで申しわけありませんが、地域活動指導員であるとか社会教育指導員、臨時職員を載せさせていただいています。

それから、社会教育課の所管ですけれども、社会教育委員に委嘱をしている方々、その次には、図書館の館長以下職員、それから中央公民館の館長以下職員の方、それから本日付で書かれているのは、基礎学力で各中学校、先ほどの資料では2名でしたけれども、各中学校にお一人ということで配置をさせていただいています。もうお一方は人権・同和教育課の関係で上北島教育集会所の指導員さんということで委嘱なり任命をしているので、ご報告をいたします。

教育長 非常勤職員の任用についてということでご報告させていただきましたが、何か質問等ありますか。

久保 非常勤講師の中で、筑後北中学校に行くC先生は教科課題対応となっているけど、これはどういう内容ですか。体育ですか。

田中 教育課題対応といって、課題がある学校については県のほうから指定を受けていて、筑後市内においては、筑後中学校と筑後北小学校と松原小学校、羽犬塚小学校、この4校になっていますけれども、中学校については、学校のほうからどの教科というふうな希望の教科を指定されるので、その教科が指定に

なるということになるので、体育の教育課題対応という形になります。

久保 保健体育でいいのですか。

田中 はい。

教育長 他にありませんか。

(なし)

教育長 では、次に行きたいと思います。

#### (4) 筑後市学校給食調理等業務委託評価委員会評価報告書(26年度)について

教育長 4番目、筑後市学校給食調理等業務委託評価委員会評価報告書についてお願いします。

松崎 資料4をご覧くださいと思います。平成26年度の学校給食調理等業務委託評価委員会の評価報告書、これは平成24年度から筑後市内で中学校の学校給食等の業務について委託をしていて、その業務の導入に当たってきちんと給食が提供されているかという観点から評価を行ったものです。プロポーザルで3年間の契約をして、平成26年度が最後の年ということで最終年度の評価をしたところです。

評価のメンバーについては、最後のページでご確認をお願いします。評価委員会については、5回の委員会を開催して、実際に各給食を委員さん等で食していただきながら業務等の評価を行ったところです。学校の評価については6項目の評価、教育委員会としては3項目からの評価ということで、3中学校とも5段階の評価で標準的であるという評価をいただいているところです。

教育長 委託業務に関する評価結果について、ご質問等ありませんか。

(なし)

## 4 連絡事項

### (1) あいさつ運動

教育長 それでは続いて、連絡事項ということで。

教育長 あいさつ運動は明日になっております。

### (2) 福岡県市町村教育委員会委員長・教育長会議

教育長 2点目。

橋本 2点目も、これは教育長に行っていただく分なので、割愛します。

### (3) 南筑後市町教育委員会連絡協議会総会・情報交換会

教育長 では、3点目。

松崎 これは教育長の挨拶の中でありましたが、教育長及び教育委員長だったのを教育長、教育委員長及び教育委員ということになるので、皆様のご参加について、後で出席についてご報告をお願いできればというふうにとりうに思っています。

なお、この後、会議終了後にこがね荘のほうで1名様当たり5,000円と

いう会費で、負担金ということで懇親会がありますので、その出欠についてもご連絡いただければと思っています。

教育長 多分高巢前教育長とかにもご案内が行っているんじゃないかなと思いますが、その確認は。

松 崎 確認をします。

#### **(4) 平成27年度 女性教育委員 研修会・総会**

教育長 では、4番。

橋 本 これは前回お話しさせていただいたので。

松 崎 これについては、視察先の内容とかについて選択になっているので、またご相談させていただきたいと思います。

石 橋 当日でいいですか。

松 崎 本日の会議が終わった後に、お願いします。

#### **(5) まちづくり講演会**

教育長 それでは、5番のまちづくり講演会。

橋 本 5月13日の午後6時半から、サザンクス筑後において、筑後市が毎年開催をしているまちづくり講演会が本年度も行われます。別紙で黄色いチラシを差し上げていますが、これをご覧いただきたいと思いますが、開場は午後6時で、開会は午後6時半。まず、市政功労・社会功労の方の表彰式、それから行政区長さんの紹介が行われて、講演は午後7時過ぎからということです。講師については、元広島県の中学校長である久保孝行さんという方で、「挨拶と掃除で子どもは育つ」という演題で講演されます。ご参加をお願いできればということでご案内いたします。

#### **(6) 平成27年度教育研究所開講式**

橋 本 6点目は、4月28日に筑後市の教育研究所の開講式があります。午後4時からこの建物奥の302会議室でありますので、時間のあられる方は、本日、ご案内をさせていただいておりますので、可能な方はご出席いただければということでお願いをしたいと思います。

#### **(7) 小中学校体育会・運動会**

教育長 7番、運動会。

橋 本 これは小・中学校の体育会、運動会の日程が決まりましたので、今回はお知らせをさせていただきます。次回に具体的にはどういうふうにするかというようなことはご検討いただければということで、日程のみお知らせをしておきます。水洗小学校と二川小学校が5月16日、それから筑後中学校、北中学校が5月23日、筑後小学校が5月24日、松原小学校、古川小学校、古島小学校、西牟田小学校が5月30日ということです。これまでの経験則でいえば、9時に市役所に集合してということでしたが、具体的には、次回、



ご協議いただければというふうに思っています。特に最終日は4校あるので、  
どういう形でいくのかということでも検討いただければというふうに思ってい  
ます。

教育長 次回で間に合いますか。

橋 本 16日だけは決めさせていただければ、16日は9時にご集合いただいて、  
皆さんでお回りいただくということでもよろしいでしょうか。

久 保 5月16日は所要があります。

松 崎 開会式とかを見たいというときは8時半に出発していました。開会式を見  
たいというときは、どこから行こうというのを次長が言われたように次回決め  
ていただいて、今回は午前中、大体回るのは午前中なので、日程の確保だけお  
願いできればと思っております。

教育長 ここに集合するのか、個別に行くのか決めたいと思います。

橋 本 基本はここに集合で行きますが、もうご自分で行かれるという方はそれで  
も結構だというふうに思っています。

久 保 自分の車で行ったら駐車場の確保が大変なので一緒に行ったほうが。

橋 本 5月16日は久保委員はご欠席になるけれども、ほかの方は9時出発とい  
うことでもよろしいですか。東庁舎前に。

教育長 16日だけはこれで確定でお願いします。

#### (8) 山梶窩保存会総会・山梶窩祭

教育長 8番、山梶窩保存会総会。

古 賀 山梶窩保存会総会、それから山梶窩祭ですが、5月17日、総会は10時  
から、山梶窩祭は10時半からになります。場所は山梶窩、教育長、それから  
教育委員さん全員にご出席いただきたいと思っています。これについては現地  
集合とさせていただき、9時50分までにはお集まりいただきたいと思いま  
すので、よろしくをお願いします。

橋 本 補足説明をします。山梶窩保存会という組織があつて、教育委員さん方は  
会員になっていただいています。そこで保存会の総会があるということで皆さ  
んにご案内をさせていただいています。

教育長 駐車場は大丈夫ですか。

橋 本 すぐそばに市の駐車場ができています。

教育長 よろしくをお願いします。

#### (9) 次期教育委員会

教育長 では、9番、次期教育委員会の日程。

橋 本 すいません。次回の前に、教育委員会の定例開催日、26年度は基本的  
には第2火曜日の午後にしていましたが、定例日をいつにするかというのをご検  
討いただきたいというのがまずありまして、それが決まった後、次回をお決め

いただきたいと思います。なお、次回、5月の第2火曜日が12日で、この日が26日の市議選が終わって、改選後の第1回の臨時議会が12、13日で行われる予定ですので、申しわけありませんが、第2火曜日ができません。もし第2火曜日に決まるとしたら、ちょっと日程の変更をお願いしたいということでご検討いただきたいと思いますというふうに思います。

まず、定例開催日のご検討をお願いできればと思います。

教育長 定例の曜日の設定ですが、昨年度は第2火曜ということで定例を決定させていただいたということですが、先生方のご都合は。

久保 私は学校は火曜日を全部あけています。

橋本 吉田委員はどうですか。

吉田 大丈夫です。

石橋 第2火曜日。

教育長 一応定例は第2の火曜日ということでいいですか。

橋本 5月はいつがよろしいですか。12、13が臨時議会でちょっとできないので。

教育長 火曜日でいくなら19日。

石橋 金曜日のほうがいい。

久保 15日はいい。

橋本 金曜日で。

吉田 15日ですか。

橋本 皆さんよろしければ15日金曜日。

教育長 よろしいですか、15日金曜日。何時から。

橋本 9時半か10時か。

教育長 では、9時半で。では、15日金曜日9時半から次期教育委員会を開催することとします。よろしくをお願いします。

## 5 その他

教育長 では、その他。

橋本 1点、私から。先ほど国の通知文を差し上げていますが、もう一度ご覧いただきたいと思います。

それと一緒に、筑後市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱というものを今日の配付の資料にしています。

実は、総合教育会議の開催を市長部局と協議をしています。できれば5月中には第1回目を開催したいということで、その中の主要なテーマの一つになる教育に関する大綱の策定について、若干ご説明をさせていただきたいというふうに思っています。

この大綱の定義として、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に

ついて、その目標や施策の根本となる方針を定めるものと。括弧書きしていますが、詳細な施策について、一つ一つの事業とか、施策の細部についてまで策定することまでは国は求めていると。

それから、2点目では、この大綱を策定するに当たっては、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めると。参酌するとは参考にするということで、皆さん方にお渡しをしている大綱の下のほうの1枚物の両面でお渡ししていますが、両面の裏面のほうに、第2部の各論、概要のところ、8つのミッションということで書かれています。生きる力の確実な育成、課題探求能力の修得、これは大学からですが、自立・協働・創造に向けた力の修得、社会的・職業的自立に向けた力の育成、新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成、意欲ある全ての者への学習機会の確保、安全・安心な教育研究環境の確保、互助・共助による活力あるコミュニティの形成、それぞれ成果目標が国の教育基本計画ではこの8つが設定をされていますが、この8つが参酌する対象になるということで資料としてお渡ししていますので、ご参照いただきたいと思います。

それから、定義の3点目ですが、今後、大綱をつくっていく期間についての記載が、市長の任期であるとか、国の教育振興基本計画の期間の関係から4年から5年を国としては想定をされているというふうなことで書かれています。

次に、大綱の記載事項ですが、大綱にどのような内容を記載するかは筑後市の判断に委ねられているということで制約があるものではなく、先ほど申し上げた参酌することの対象が載せられています。ネット等を見ると、既にもうできているところもあり、4月以降に会議をされて策定されているところもあります。非常に簡易な形でつくられているところ、それから、既にある総合計画等の一部をこの大綱にされているところもありますし、全く新たにつくられたところもあるようです。

2番目に書いていますが、記載事項としてどういうものが考えられるかというふうなことで幾つか例示されているものを書かせていただいています。学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の市長の有する権限に係る事項というふうなことが考えられるというふうに通知ではされています。

それから、地方教育振興計画その他の計画との関係ですが、筑後市においては教育振興計画はありません。もしそういう計画があれば、その計画の中身が該当するというふうに考えられる場合は、その計画をもって大綱にかえることはできる。大綱を改めて作成する必要はないというふうなことが通知の中には書かれています。ただ、筑後市では、教育振興計画自体がないので、総合計画

の一部が教育部門になるから、その部分を引用するのか、また改めてつくるのかというようなことは議論が必要だと思っているところです。

それから、裏面に行って、この大綱ができた後のこととして、市長が議会に対して説明を行って、そのことを通じて住民への説明責任を果たし、議会によるチェック機能が果たされることが重要であるというふうにされているというところですので、こういったことがこの通知の中の大綱の部分には書かれています。あと、この通知の中には総合教育会議のあり方等も書かれていますので、ぜひこの部分についてはお読みいただければ、総合教育会議に臨むに当たって参考になるのではなかろうかというふうに思っています。

それから、ここにはちょっと書いていませんが、総合教育会議の第1回の日程設定ですが、市長と打ち合わせをして、できれば5月中に開催をしたいというふうに協議をしました。

教育長　では、市長との日程調整の後、またご連絡を差し上げたいと思います。他になにかありますか。

それでは、本日の定例会議はこれで終了します。